

平成 25 年 5 月 13 日
消費者庁食品表示課

栄養表示基準の一部改正（案）についての意見募集

1 意見募集の対象

栄養表示基準の一部改正（案）（別紙参照）

2 改正の趣旨等

栄養表示基準（平成 15 年厚生労働省告示第 176 号）は、販売する食品について、栄養成分や熱量などを表示する場合に適用される健康増進法に基づく表示基準です。

消費者庁は、これまで「栄養成分表示検討会」や「食品表示一元化検討会」において、栄養表示の義務化について議論してきました。

栄養表示の義務化に当たって、「栄養成分表示検討会」報告書では、事業者にとって実行可能な表示方法や消費者にとって分かりやすく活用しやすい表示方法など、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるとされました。

また、「食品表示一元化検討会」報告書では、栄養表示の義務化に向けた環境整備として、現行制度において、消費者庁は、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算方式等の導入も可能とするなど、表示基準の改正を速やかに行うべきと示されています。

このため、幅広い食品に栄養表示をすることができるように、現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載することができることを予定しております。

また、低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大する等、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないよう表示方法を一部改正することを予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、消費者庁告示作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

平成 25 年 5 月 13 日（月）から平成 25 年 6 月 12 日（水）まで
（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

御意見には、理由を付して次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 【電子メールの場合】(推奨)

E-mail : i.shokuhin2@caa.go.jp あて

* 電子メール件名を「栄養表示基準の一部改正(案)について」としてください。

(2) 【FAXの場合】

03-3507-9292 消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

* 表題を「栄養表示基準の一部改正(案)について」としてください。

(3) 【郵送の場合】

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-1 1-1 山王パークタワー5階

消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

* 封筒表面に「栄養表示基準の一部改正(案)について」と朱書きしてください。

お送りいただく場合、以下の事項をご記入ください。

【1】 御意見(表題及び御意見を御記入ください。)

* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいませ
すようお願いいたします。

【2】 氏名(法人その他の団体にあつては名称/部署名等)

【3】 職業(法人その他の団体にあつては業種)[任意]

【4】 住所

【5】 電話番号

【6】 メールアドレス(お持ちの場合)

5 注意事項

○お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。

○御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第三条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければ ならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、 当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は 下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、 炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に 記載すること。</p> <p>五（略）</p> <p>六 第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値 にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄 に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄 に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値 にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲 げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲 内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一項第一 号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類 （単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限 る。以下同じ。）に係るものにあつては、同表の第一欄の区 分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第三条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければ ならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、 当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は 下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、 炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に 記載すること。</p> <p>五（略）</p> <p>六 第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値 にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄 に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄 に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値 にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲 げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲 内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一項第一 号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類 （単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限 る。以下同じ。）に係るものにあつては、同表の第一欄の区 分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該</p>

食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。

七〇九（略）

2 前項第四号の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができ

3 次に掲げる要件の全てに該当する場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、同項第四号の一定の値にあつては、原材料における栄養成分の量から算出し得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析し得られた値その他の合理的な推定により得られた値を記載することができる。ただし、第五条から第七条までの規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示又は第八条から第十条までの規定に基づく栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合には、この限りではない。

一 表示された値が別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること。

二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。

4 栄養成分の機能の表示をする場合にあつては、次に掲げる表示をしてはならない。

一〇二（略）

食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。

七〇九（略）

2 前項第四号の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができ

3 栄養成分の機能の表示をする場合にあつては、次に掲げる表示をしてはならない。

一〇二（略）

別表第二（第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条関係）

たんぱく質	第一欄
g	第二欄
(略)	第三欄
プラス・マイナ ス二〇％ なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	第四欄
〇・五g	第五欄

別表第二（第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条関係）

たんぱく質	第一欄
g	第二欄
(略)	第三欄
プラス・マイナ ス二〇％	第四欄
〇・五g	第五欄

脂質	飽和脂肪酸	コレステロール
g	g	mg
(略)	(略)	(略)
プラス・マイナス ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が〇・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・一g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 mg未満の場合は プラス・マイナス 五mg
〇・五g	〇・一g	五mg

脂質	飽和脂肪酸	コレステロール
g	g	mg
(略)	(略)	(略)
プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%
〇・五g	〇・一g	五mg

亜鉛	食物繊維	糖類	糖質	炭水化物
mg	g	g	g	g
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g
		〇・五g	〇・五g	〇・五g

亜鉛	食物繊維	糖類	糖質	炭水化物
mg	g	g	g	g
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%
		〇・五g	〇・五g	〇・五g

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	マグネシウム		ナトリウム	銅	鉄	カルシウム
μg	μg	mg	mg	mg	gを含む。	mg(一〇〇〇mg以上)	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナス二〇% なお、一〇〇g当たりの栄養成分の量が二五mg未満の場合はプラス・マイナス五mg	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%
						五mg			

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	マグネシウム		ナトリウム	銅	鉄	カルシウム
μg	μg	mg	mg	mg	gを含む。	mg(一〇〇〇mg以上)	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%
						五mg			

熱量	葉酸	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	ビタミンB ₁ ₂	ビタミンB ₆	ビタミンB ₂	ビタミンB ₁
kcal	μg	mg	μg	mg	μg	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス・マイナス二〇% なお、一〇〇g 当たりの熱量が 二五kcal未満の場 合はプラス・マ イナス五 kcal	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%
五 kcal								

熱量	葉酸	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	ビタミンB ₁ ₂	ビタミンB ₆	ビタミンB ₂	ビタミンB ₁
kcal	μg	mg	μg	mg	μg	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス・マイ ナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%
五 kcal								

栄養表示基準一部改正の概要

(1)合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度

栄養成分の含有量を一定値で示す場合、規定された誤差の許容範囲内にあること。

栄養成分表示 1袋(100g)当たり

エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	85mg

規定された分析方法によって得られた値《分析結果》と比較して、表示値が誤差の許容範囲内であれば
“問題なし”

新たな設定を追加

改正案

現行制度(下記①)は維持しつつ、合理的な推定により得られた値を、規定の方法に従い記載すれば、表示値として用いることができる(下記②)。

①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合

～表示値の要件～
規定された分析方法で±20%以内であること
(表示値の算出方法は指定なし)

栄養成分表示 1袋(100g)当たり	
エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	85mg

②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合

～表示値の要件～
合理的な方法により得られた値を表示
(結果として誤差の許容範囲が±20%を超える可能性について限定しない)
ただし、
表示値の設定根拠を保管すること

栄養成分表示 1袋(100g)当たり	
エネルギー	140kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	9.0g
炭水化物	12.8g
ナトリウム	85mg

(この表示値は〇〇です)

※栄養強調表示は除く

表現例

- ・この表示値は、実際とは乖離があり得ます。
- ・この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります。
- ・この表示値は、この製品そのものの分析値ではありません。
- ・推定値
- ・推定値(日本食品標準成分表2010に基づき計算)
- ・この表示値は、原材料に含まれる栄養成分のばらつきや製造過程の影響により、実際とは乖離があり得ます。
- ・公的データベースに基づく推定値
- ・当社計算による推定値
- ・サンプル品の分析による推定値

- ・日本食品標準成分表に基づく推定値
- ・当社分析による推定値
- ・栄養表示値は、推定値です。
- ・この表示値はめやすです。
- ・自社分析「製品そのものの分析値とは異なる場合があります。」
- ・公的機関分析「製品そのものの分析値とは異なる場合があります。」
- ・公的成分表による計算値「製品そのものの分析値とは異なる場合があります。」
- ・推定値のため乖離があり得ます。

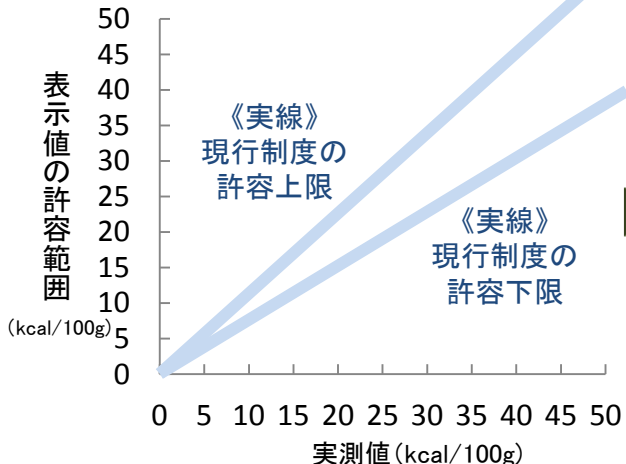
栄養表示基準一部改正の概要

(2)低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

現行制度

栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲が規定されているが、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難である。

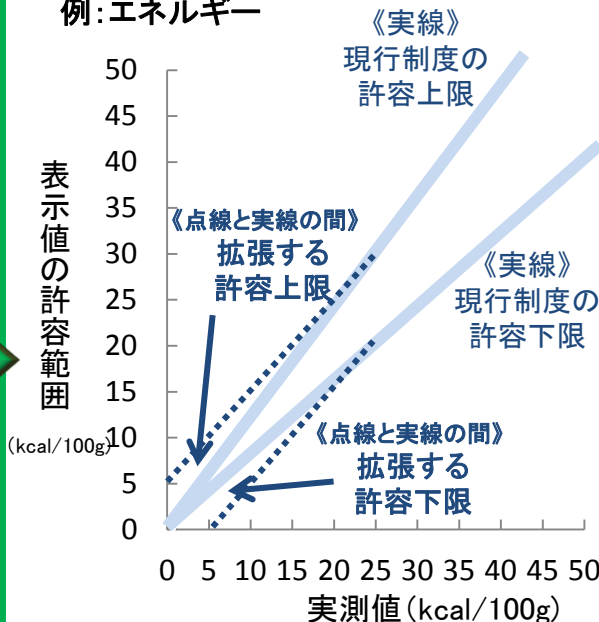
例:エネルギー



改正案

低含有量の場合に限って、誤差の許容範囲を拡張する。

例:エネルギー



実測値と表示値の差が、下記の基準を満たしている場合は、誤差の許容範囲を拡張する。

- (基準例)食品100g(100ml)当たり
- ・熱量 5kcal
 - ・たんぱく質、脂質、炭水化物 0.5g
 - ・ナトリウム 5mg

- 以下、①～③を総合的に勘案したものであり、
- ①栄養的に意味のない量(含まれていないと解釈しても差し支えない量)であること
 - ②分析方法の定量下限であること
 - ③コーデックス規格を勘案したものであること

栄養成分又は熱量

誤差の許容範囲

たんぱく質
脂質
飽和脂肪酸
コレステロール
炭水化物
糖質
糖類
ナトリウム
熱量

プラス・マイナス20%

栄養成分又は熱量

誤差の許容範囲

たんぱく質、脂質
炭水化物、糖質、糖類

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が2.5g未満の場合は±0.5g

飽和脂肪酸

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が0.5g未満の場合は±0.1g

コレステロール、ナトリウム

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が25mg未満の場合は±5mg

熱量

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの熱量が25kcal未満の場合は±5kcal

(栄養表示基準一部改正(案)別表第2より該当箇所のみ抜粋)